

夫の収入と妻の就業率の関係について  
(ダグラス・有沢の法則)

平成20年1月21日  
総務省統計局

○労働力調査（詳細結果）の公表資料より

- 妻の就業率は、夫の収入が 200～299 万円をピークに 1000～1499 万円まで、夫の収入が多くなるにしたがって低下する（低所得階級には高齢者が多く、就業率も低い）。
- 妻の年齢を 25～54 歳に限ってみると、夫の収入が多くなるほど妻の就業率は低下する。

図1 夫の仕事からの収入階級別妻の就業率(典型的な一般世帯)

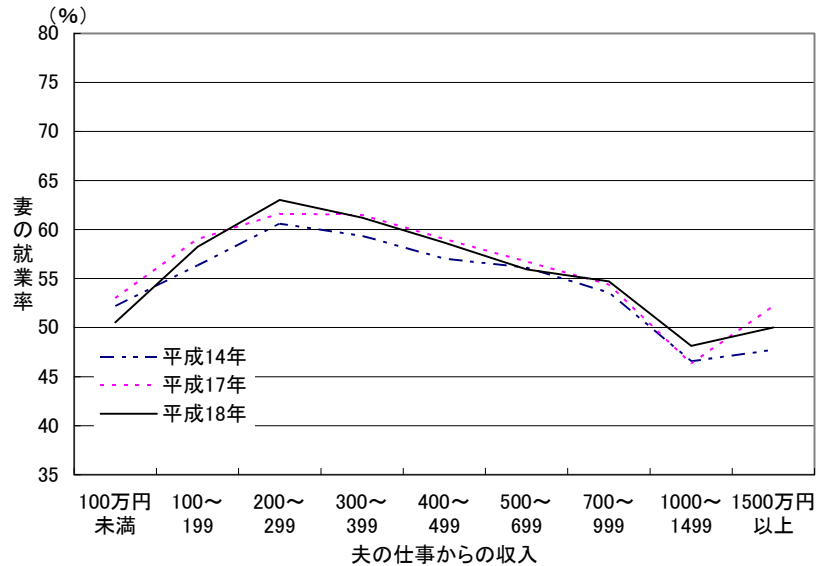
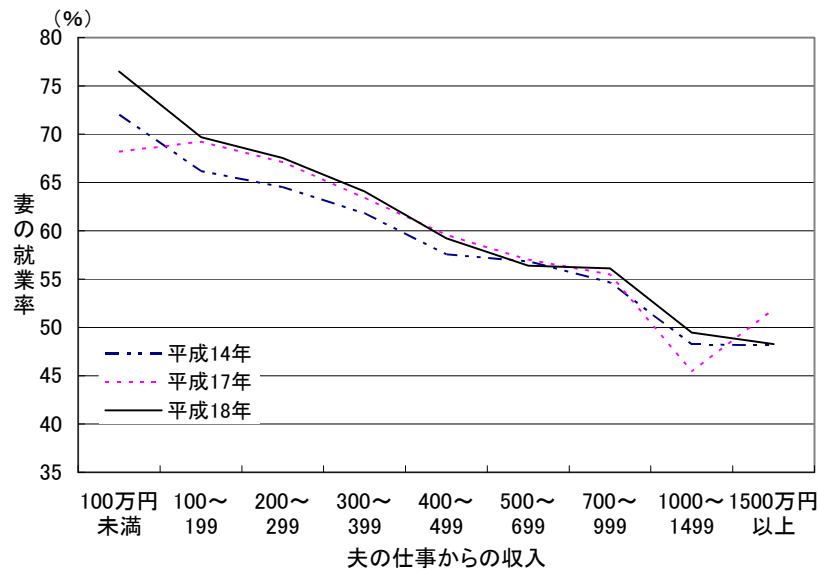


図2 夫の仕事からの収入階級別妻の就業率(典型的な一般世帯のうち妻が25～54歳)



出典：労働力調査(詳細結果) 「第21表 妻の就業状態, 夫の就業状態別典型的な一般世帯(4種類)数」

注) 典型的な一般世帯とは、以下の4種類の世帯

- 夫婦のみの世帯
- 夫婦と子供から成る世帯
- 夫婦と親から成る世帯
- 夫婦、子供と親から成る世帯

○就業構造基本調査の公表資料より

- ・ 夫の収入が多くなると妻の有業率が低下する関係は、長期的にみると弱まってきている。
- ・ 妻又は夫の年齢を限定すると、長期的にみると弱まってきているものの、夫の収入が多くなるほど妻の有業率は低下する傾向がみられる。

図3 夫の所得階級別妻の有業率(典型的な一般世帯)

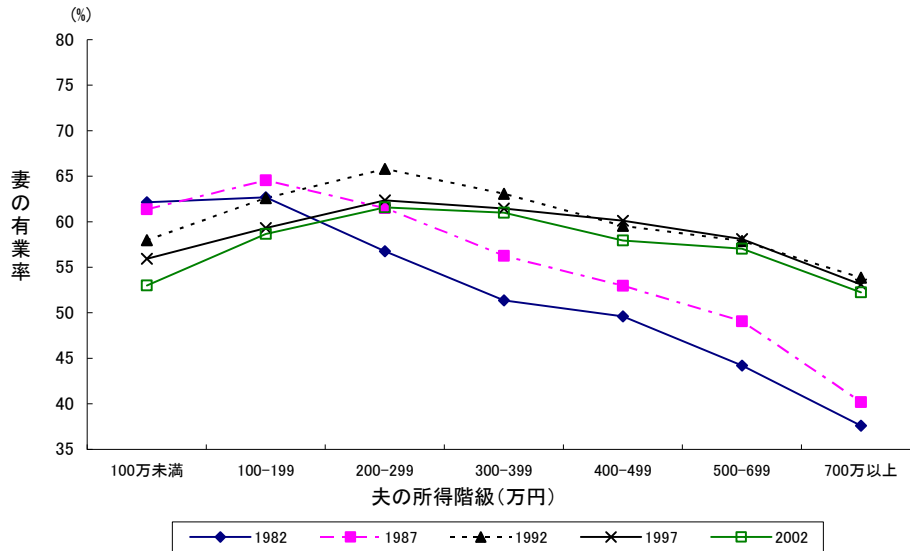
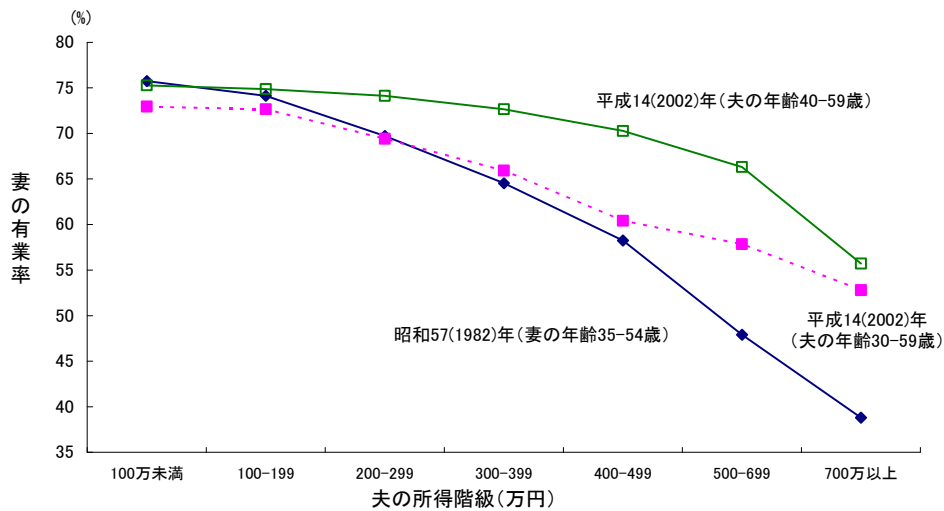


図4 夫の所得階級別妻の有業率(典型的な一般世帯のうち妻又は夫の年齢を限定した場合)



出典：就業構造基本調査

1982年「全国編第128表 就業状態, 所得, 年齢, 特定家族類型, 夫の就業状態, 所得別女子15歳以上人口」

1987年「全国編第125表 就業状態, 所得, 年齢, 特定家族類型, 夫の就業状態, 所得別女子15歳以上人口」

1992年「全国編第139表 就業状態, 所得, 世帯類型, 夫の就業状態, 夫の所得別女子15歳以上人口」

1997年「全国編第125表 世帯の家族類型, 夫の就業状態, 夫の所得, 妻の就業状態, 妻の雇用形態, 妻の所得別世帯数」

2002年「全国編第188表 夫の年齢, 世帯の家族類型, 夫の就業状態, 夫の所得, 妻の就業状態, 妻の雇用形態, 妻の所得別世帯数」

# I 労働力調査の概要

## 1 調査の目的及び沿革

労働力調査は、我が国における就業及び不就業の状態を毎月明らかにすることを目的としている。この調査は、昭和21年9月に開始し、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施している。その後、昭和25年4月から統計法による指定統計第30号として実施している。また、昭和57年には、地域別表章のための標本拡大、平成14年には、労働力調査特別調査を労働力調査に統合する改正を行っている。

## 2 調査の期日

調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行う。就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。

## 3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、我が国の居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。

この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約90万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人）についてのみ調査している。

## 4 調査事項

「基礎調査票」では基本的な事項（就業状態など）を調査し、「特定調査票」では詳細な事項（前職の状況、失業期間など）を調査する。

### (1) 基礎調査票

（すべての世帯員について）男女の別、世帯主との続柄、出生の年月

（15歳以上の世帯員について）氏名、配偶の関係、月末1週間の就業状態

（就業者について）月末1週間の就業時間、従業上の地位、事業所の経営組織、名称及び事業の種類、仕事の種類、企業全体の従業者数、転職及び追加就業希望の有無

（完全失業者について）探している仕事の主・従、求職の理由、世帯について世帯員の数、世帯員の異動状況

### (2) 特定調査票

（15歳以上の世帯員について）氏名、在学・卒業等教育の状況、仕事からの年間収入

（就業者について）短時間就業及び休業の理由、就業時間増減希望の有無、現職に就いた時期、雇用形態、前職の有無、転職時の収入の増減

（完全失業者について）求職活動の方法、求職活動の期間、最近の求職活動の時期、探している仕事の形態、就職できない理由、前職の有無

（非労働力人口について）就業希望の有無、非求職の理由、希望する又は内定している仕事の形態、最近の求職活動の時期、就業の可能性、前職の有無

（前職のある者について）前職をやめた時期、前職の従業上の地位及び雇用形態、前職の事業の種類、前職の仕事の種類、前職の企業全体の従業者数、前職をやめた理由

## 5 結果の公表

### (1) 全国結果

基礎調査票から集計される労働力調査結果（月別並びに四半期、上・下半期、暦年及び年度の各平均）は、原則として調査月の翌月末に速報等をもって公表する。月別結果を収録する「労働力調査報告」（月報）は調査月の翌々月に、年平均結果を収録する「労働力調査年報」は調査年の翌年3月に刊行する。

特定調査票から集計される詳細結果は、四半期ごとに最終調査月の翌々月に速報等をもって公表する。また、年平均を収録する「労働力調査年報(詳細結果)」は調査年の翌年4月に刊行する。

(2) 地域別結果

地域別結果(四半期平均)は、当該期間の最終月の翌月末に速報等をもって公表する。また、この結果は、月報(当該期間の最終月分の月報)及び年報に掲載される。

平成14年1月から、それまで年1回若しくは年2回、労働力調査の結果を補完することを目的として実施していた労働力調査特別調査を労働力調査に統合して調査を開始し、労働力調査(詳細結果)として四半期及び年平均結果として公表している。

○ 図1及び図2で使用した結果について

特定調査票から集計される労働力調査(詳細結果)のうち、世帯に関する結果表として集計された「第21表 妻の就業状態、夫の就業状態別典型的な一般世帯(4種類)数」のうち、夫の仕事からの収入階級(年間)と妻の就業状態から就業率を計算したもの。

典型的な一般世帯とは、一般世帯(住居と生計を共にしている二人以上の集まり)で、世帯主と親族世帯員のみで構成されている世帯のうち、下記a～dに区分される世帯。

- a 夫婦のみの世帯
- b 夫婦と親から成る世帯
- c 夫婦と子供から成る世帯
- d 夫婦、子供と親から成る世帯

この場合、夫婦とは、世帯内で最も若い夫婦のことをいう。すなわち、世帯内に二組以上の夫婦がいる場合は、夫の年齢が最も若い夫婦を「夫婦」とした。また、夫、妻とは、この夫婦に該当するもののみをいい、親、子供(未婚に限る。)とは、この夫婦からみた親又は子供をいう。

## Ⅱ 就業構造基本調査の概要

### 1 調査の目的

就業構造基本調査は、国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的として実施するもので、昭和31年からほぼ3年ごとに実施してきたが、昭和57年以降は5年ごとに実施しており、平成19年調査は15回目に当たる。

### 2 調査の期日

調査は、平成19年10月1日現在で行った。

### 3 調査の範囲

#### (1) 調査の地域

平成17年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約3万調査区において調査を行った。

#### (2) 調査の対象

指定された調査区の中から選定した抽出単位（世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約45万世帯の15歳以上の世帯員（約105万人）を対象とした。

ただし、次に掲げる者は除いた。

ア 外国政府の外交使節団又は領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族

イ 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者

ウ 刑務所・拘置所に収容されている者のうち刑の確定している者及び少年院・婦人補導院の在院者

### 4 調査事項

平成19年就業構造基本調査は、以下に掲げる事項を調査した。

#### (1) 15歳以上の世帯員に関する事項

##### ア 全員について

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続き柄、出生の年月、在学・卒業等教育の状況、1年前の常住地、ふだんの就業・不就業状態、職業訓練・自己啓発の有無、職業訓練・自己啓発の種類及び9月末1週間の就業・不就業状態

##### イ 有業者について

###### (ア) 主な仕事について

従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の経営組織、勤め先の名称、起業の有無、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、年間収入、転職又は追加就業等の希望の有無、就業時間延長等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、求職活動の有無、就業開始の時期、就業開始の理由、1年前の就業・不就業状態及び前職の有無

###### (イ) 主な仕事以外の仕事について

従業上の地位及び勤め先の事業の内容

###### (ウ) 前職について

離職の時期、離職の理由、従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、就業継続年月、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・雇用形態

##### ウ 無業者について

###### (ア) 就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由、1年前の就業・不就業状態及び就業経験の有無

###### (イ) 前職について

離職の時期、離職の理由、従業上の地位、勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、就業継続年月、現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の

地位・雇用形態

(2) 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員, 15歳以上世帯人員, 世帯の収入の種類及び世帯全体の年間収入

## 5 集計内容

すでに公表されている平成14年就業構造基本調査は、次の事項について、全国、都道府県、県庁所在都市及び人口30万以上の各市別に集計した。

ただし、県庁所在都市及び人口30万以上の各市については、次の事項のうち主要な事項のみ集計した。

- (1) 就業構造に関する事項
- (2) 就業異動及び常住地移動に関する事項
- (3) 就業希望に関する事項
- (4) 世帯に関する事項

## 6 結果の公表

平成14年調査の結果は、平成15年7月に全ての集計結果をインターネット上に掲載、電磁的記録を紙面等に表示し閲覧に供する方法により公表した。また、報告書は平成16年3月に刊行した。

なお、都道府県別9月末1週間の就業状態別の15歳以上人口は、平成14年12月末に公表した。

平成19年結果は現在集計中。

### ○ 図3及び図4で使用した結果について

全国の世帯分布による就業構造の結果のうち、労働力調査の上記a～dに区分される世帯の総数を、典型的一般世帯とした。

1982年「全国編第128表 就業状態, 所得, 年齢, 特定家族類型, 夫の就業状態, 所得別女子15歳以上人口」

1987年「全国編第125表 就業状態, 所得, 年齢, 特定家族類型, 夫の就業状態, 所得別女子15歳以上人口」

1992年「全国編第139表 就業状態, 所得, 世帯類型, 夫の就業状態, 夫の所得別女子15歳以上人口」

1997年「全国編第125表 世帯の家族類型, 夫の就業状態, 夫の所得, 妻の就業状態, 妻の雇用形態, 妻の所得別世帯数」

2002年「全国編第188表 夫の年齢, 世帯の家族類型, 夫の就業状態, 夫の所得, 妻の就業状態, 妻の雇用形態, 妻の所得別世帯数」